# 大津市指定自立支援医療機関(育成医療·更生医療)指定申請書 (指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事 業者	フ 名	リ ガ ナ 移	
	主たる	る事務所の所在は	1
	代表者	住所	
		氏名	
		生年月日	
		職名	
訪問看護ステーション等	名	科	
	所	在地	
	職	員 の 定 数	(別紙1)

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定を受けたいので申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者 所在地 名 称

名 你代表者

(あて先)

大津市長

(注) 育成医療または更生医療のいずれかの指定を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去してください。

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定 老人訪問看護または指定居宅サービス(介護保険法第8条第4 項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービ ス(介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看 護に限る。)に従事する職員の定数

受に収る。/ に促すする概長の足数					
職	種	定	数		
1774	1-1-	,,,	29.		

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に規定する次のいずれの事項にも該当しないことを誓約します。

## 1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

#### 2 第5号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、 歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなった日を経過していない。

## 3 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関 の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

## (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

## (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分の係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった 者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### 4 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 5 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から 聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由 がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 6 第 10 号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

## 7 第 11 号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

## 8 第 12 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

## 9 第 13 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

年 月 日

住 所

開設者

氏 名